

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関の指定

保険医の登録

昭和四十六年五月鳥取県告示第四百七十一号の一部改正

◇公 告 昭和四十六年度鳥取県警察官採用試験の実施

規 則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十四号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「四百六十円」を「五百十円」に、「四百四十円」を「四百九十円」に改め、同条第三項中「四百四十円」を「四百九十円」に改める。

第六条第二項中「二百二十五円」を「二百三十五円」に改め、同条第四項第二号中「六百三十円(その使用する自転車等が原動機付きのものである場合にあっては、八百十円)」を「八百十円(自転車等を使用する距離が片道十キロメートル以上である者であつて、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自転車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関のもよりの駅(停留所等を含む。)までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下であるもの(以下「通所が不便である者」という。))については、千二百六十円」に改め、同項第四号及び第五号中「六百三十円(その使用する自転車等が原動機付きのものである場合にあっては、八百十円)」を「八百十円(通所が不便である者については、千二百六十円)」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る鳥取県訓練手当等支給規則(以下「規則」という。)第二条に規定する訓練手当(以下「訓練手当」という。)の支給については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第六百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年八月三日

鳥取県知事 石、破、二、朗

| 名 称 | 所 在 地 | 診療科名 | 開設者名 | 指定年月日 |
|-----------|-----------------|--------------------|------|--------------|
| 上原産婦人科医院 | 倉吉市堺町二丁目九二六ノ一 | 産婦人科、内科学、小児科、理学診療科 | 上原崇義 | 昭和四十六年七月二十四日 |
| 森脇耳鼻咽喉科医院 | 倉吉市新町三丁目一、〇八一ノ四 | 耳鼻咽喉科、気管食道科 | 森脇良省 | 二十一日 |
| 国立米子病院 | 米子市車尾一、二九三ノ一 | 全科 | 厚生大臣 | 一日 |

鳥取県告示第六百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年八月三日

鳥取県知事 石、破、二、朗

| 氏 名 | 住 所 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|----------------|-----------|-------------|
| 古瀬 俱之 | 米子市車尾二二九三 | 鳥医第一、六〇七号 | 昭和四十六年六月十四日 |
| 長谷川 靖 展 | 米子市西福原二〇一ノ二河田方 | 鳥医第一、六〇八号 | 七月九日 |

鳥取県告示第六百四十八号

昭和四十六年五月鳥取県告示第四百七十一号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十六年八月三日から施行する。

昭和四十六年八月三日

鳥取県知事 石、破、二、朗

別表を次のように改める。

別表

徳島県徳島市

公 告

昭和46年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和46年8月3日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 約25名
- (2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

2 受験資格

- (1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和19年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた男子に限ります。
- (3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁治産者及び準禁治産者
 - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を

受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

ア 教養試験 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 身体検査 警察官の職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

| 検査項目 | 基 準 |
|------|--|
| 身長 | 160cm以上であること。 |
| 体重 | 47kg以上であること。 |
| 胸 囲 | 78cm以上であること。 |
| 視 力 | 両眼とも視眼視力が0.6以上であること又は視眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上であること。 |
| 弁色力 | 完全であること。 |
| 聴 力 | 完全であること。 |
| その他 | 身体に奇型その他の異常がないこと。 |

(2) 試験日時及び試験場

| 試験日時 | 試験地 | 試験場 |
|------------------------------------|-----|-------------|
| 昭和46年10月17日(日) 受付8時20分から8時45分まで | 鳥取市 | 鳥取県立鳥取西高等学校 |
| | 米子市 | 鳥取県立米子西高等学校 |

(3) 第1次試験合格者の発表
昭和46年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験
第2次試験は、第1次試験合格者に対して行ないます。

- (1) 方法
ア 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。
イ 適性検査 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。
ウ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行ないます。
エ 体力検査 警察官の職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
- (2) 日時及び場所
昭和46年11月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。
- 5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和46年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。なお、採用は昭和47年4月の予定です。
- (2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間(大学卒は6月間)初任教育を受け、修了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。
- (3) 給料は、原則として下表のとおり給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給料月額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか、期末・勤続手当(年間、給料月額の約4.7月分)が支給され、さらに通勤手当、扶養手当及び特殊勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

| 学歴 | 入校時の給料月額 |
|-----|----------|
| 大学卒 | 37,600円 |
| 短大卒 | 34,800円 |
| 高校卒 | 32,400円 |

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校

して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書し、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に警察官「受験申込」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはつてください。

(3) 受付期間

昭和46年8月10日(火)から昭和46年10月9日(土)まで受け付けます。郵送の場合は10月9日(土)の消印のあるもの限り受け付けます。ただし、特別の事情のあるものについては、第1次試験当日各試験場において受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込の遅延については一切責任を負いません。

9 その他

(1) この試験にあわせて京都府、大阪府及び兵庫県警察官採用試験が実施されます。受験申込の際には、本県のほか、あなたが志望する府県を第2志望まで志望することができます。その場合試験の合否は志望順に決定されます。

(2) この試験の手続きその他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。